

支部通則

昭和 54 年 3 月 28 日 制定

平成 23 年 9 月 8 日 改訂

1. 支部設置の目的

支部の設置は、その地域に在住又は勤務する会員相互の協力により、その地域の学会活動を盛んにし、本会の発展に寄与することを目的とする。

2. 支部区域

本会に以下の支部を置く。各支部の所属地域は別表のとおりとする。

北海道、東北、東部、東海、北陸、関西、中国、四国、九州

(2) 支部の設置、統廃合に伴う支部区域の変更は該当する支部決議機関の議決を得た上で、理事会の議決を得なければならない。

3. 支部規則

支部の運営は、本通則によるほか、それぞれの支部規則によって行う。支部規則の制定及び変更は理事会の承認を得なければならない。

(2) 支部規則には次の事項が規定されていなければならない。

イ 名称

ロ 事務所の所在地

ハ 支部区域

ニ 事業

ホ 支部役員構成、支部役員の職務、支部役員の選出方法及び支部役員の任期

ヘ 支部総会及び支部役員会に関する事項

ト 会計及び資産の管理に関する事項

チ 報告義務に関する事項

リ 事業年度

ヌ 規則の改廃に関する事項

(3) 会長は理事会の議決に基づいて支部規則の変更を求めることができる。

4. 支部長

支部長は支部を代表し、支部の会務を管理・統括する。

(2) 支部長は各支部の規則により選出され、理事会の議を経て選任される。

(3) 支部長の任期は、1 期 2 年とするが、重任をさまたげない。

5. 事業年度

事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

6. 支部交付金

支部の事業を援助するため必要に応じて支部交付金を交付する。その額は毎年度理事会で定め、年度予算に計上する。

7. 支部会計

支部長は、毎年度の事業計画、事業報告および予算書、決算書等（収支計算書、貸借対照表、入出金明細、現金有高表、残高証明書原本）を本会本部事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（２）会長は理事会の議決に基づいて、支部の年度予算及び年度事業計画の変更を求めることができる。

（３）収入支出に関する帳簿、伝票および証憑書類（領収書、請求書、契約書など）の保存期間は、法令により 10 年とする。

8. 監査

支部監事は当該支部の会計及び事業活動を監査し、その結果を理事会に報告しなければならない。

（２）本会の監事は支部の会計及び事業活動について必要に応じ監査することができる。

9. 報告

支部長は次の事項を理事会に報告しなければならない。

イ 毎年度の予算及び事業計画

ロ 毎年度の収支決算及び事業報告書並びに財産目録

ハ 支部役員の就任及び退任

ニ その他理事会が求めた事項

10. この通則の変更は理事会の議決を必要とする。

附 則

1. この通則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

〔別表〕各支部の所属地域

【北海道支部】；北海道

【東北支部】；青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県

【東部支部】；長野県、新潟県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

【東海支部】；静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

【北陸支部】；富山県、石川県、福井県

【関西支部】；滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県

【中国支部】；岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県

【四国支部】；徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【九州支部】；福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県